

第30次地方制度調査会について

—第29次調査会、地方行財政検討会議を経て

2012.1.25 東京大学 齋藤 誠

一 住民自治拡充への着眼と蹉跌

- ・ 条例の制定・改廃請求への地方税・分担金等条例の追加
- ・ 大規模な公の施設設置についての拘束的住民投票導入
試行的・実験的なものとして「検討会議」で成案に至ったのでは？

日常的な住民との対論の重要性、緊張感を持った議会・行政運営
(上記2つの請求が、実際に数多くなされることはないとしても)

×選挙時のみの、諸要求の噴出・対立の先鋭化—地方自治の本旨に
かなっているのか(直接参政制度の意義)

二 他の積み残し課題から

- ・ 地方自治法「抜本改正」—自治体による制度・組織選択←地方分権推進
委員会最終報告以来の課題

- ・ 自治体におけるチェック機能の強化
具体的には、監査制度の見直し、住民訴訟債権放棄の制限問題など

※ こちらも日常かつ地道な取組みも重要

一例として 第3セクターに関するチェック

①地方自治法施行令改正(平23・12・26、410号)

・ 長の調査権の対象となる法人等として、地方公共団体の条例で、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人等を追加することができる

・ 法第243条の3第2項の規定に基づき長が経営状況に関する書類の作成及び議会への提出を行う法人等も連動して追加

←29次答申の政令改定事項の一つ

②最判平23・10・27の、損失補償契約における自己チェック
の意義についての指摘

「地方自治の本旨に沿った議会による公益性の審査の意義及び性格」「損失補償契約の適法性及び有効性は、地方自治法232条の2の規定の趣旨等に鑑み、

当該契約の締結に係る公益上の必要性に関する当該地方公共団体の執行機関の判断にその裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったか否かによって決せられるべきもの」。

※「抜本」との関係で、29次が答申した、地道な改定提案が先送りになっていることも問題 具体的には、外部監査についての①複数年度に一度の包括外部監査を可能とする ②個別外部監査制度についての条例制定を不要とすること

三 これからの審議事項

- ・変容に対応した大都市制度のあり方
- ・大震災を踏まえた基礎自治体の役割・あり方
→大都市における住民自治のあり方は？

大都市制度

議論の対象をどう設定するのか

- ・扱わないこと一都道府県制（当たり前か？）
－しかし、特別市の議論をすると、現行の都道府県スキームにも波及する可能性
- ・三大都市圏の話か？ 超過密都市での超高齢化、（国際競争？－各省庁所管の規制法の問題ではないか、これまでの「特区」による対応）
- ・政令市
- ・中核市／特例市／一般市

現行制度の問題点は、具体的に何なのか

- ・「二重行政」
－分権改革の方向性（法定事務については、いずれかに一元的に配分、なおかつ、基礎的自治体への権限移譲、事務処理特例の活用）
－開発、産業育成といった独自事業の話か（国の補助金改革との関係）

制度再設計により生起する問題

- ・税源／財源配分
- ・都道府県に専属してきた事務・権限としての警察